

様式第 9 号(第 10 条関係)

小野市告示第 1 5 7 号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第 3 4 条の規定に基づく調査の結果、下記の者は下記住所に不在住である事実を確認したため、同法施行令第 1 2 条第 1 項の規定により当該住民票を令和 8 年 1 0 月 9 日職権で消除をしたので、同条第 4 項の規定により告示します。

令和 8 年 1 0 月 9 日

小野市長 蓬 萊 務

記

職権で消除をした者

氏 名	生年月日	性別	旧 住 所	新住所
平田 雅弘		男	小野市育ヶ丘町	不明
小島 光子		女	小野市育ヶ丘町	不明
島袋 清		男	小野市上本町	不明
KIM HAEJA / 金恵子 (橋本紗恵佳)		女	小野市上本町	不明
加芝 幸三		男	小野市小田町	不明

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に小野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。）。
- 上記 1 の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、小野市を被告として（訴訟において小野市を代表する者は小野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。